

労働組合は仲間の助け合い！
とってもお得な**医労連共済**



「もしも…」の時に
しっかり保障

こんな給付も
あります
※7型に医16口の場合

だんぜん安い掛金で
ワイドな保障

セット共済
入院・休業・死亡・障害を保障

月掛金 セット共済	800円	1,400円	2,400円
主な 保障内容	7型	7型+ 医療6口	7型+ 医療16口
休 業 保 障	連続5日以上18日～ 1,000円	連続5日以上18日～ 2,500円	連続5日以上18日～ 5,000円
入 院 保 障	入院1日目～ 2,000円	入院1日目～ 5,000円	入院1日目～ 10,000円
交 通 事 故	入院1日目～ 6,000円	入院1日目～ 9,000円	入院1日目～ 14,000円
死 亡 保 障			
病 気	100万円	100万円	100万円
不慮の事故	200万円	200万円	200万円
交 通 事 故	400万円	400万円	400万円

★詳しくは、医労連共済のパンフレットをご覧ください。
組合員のための共済制度です
ご相談・お問い合わせは
お気軽に労働組合の共済担当者まで

みんなでつくる大きな安心
医労連共済
フリーダイヤル
0120-160931

休業保障 5日連続で休んだ場合1日5千円の給付がもらえる保障。

ノロウイルス感染で
一週間連続休んだ場合
**7日×5千円で
3万5千円**



帯広病院
小倉 卓也
看護師

ノロウイルスで1週間の療養となり、給付を受けました。1週間の療養で通院代や食事代にそれなりの金額がかかりましたが、給付で賄うことができました。安い掛金で大きな給付を受けることができるので、まだ加入されていない方は是非加入をお勧めします。

奨学金の
返済にも
使えます

労働組合の信頼があるから！
入った人だけのお得（労働金庫）**ろうきん**

財形・ローンが充実

- 財形貯蓄でコツコツ貯まる
給与からの天引きで知らない間にコツコツお金が増えるよ
- 手数料キャッシュバックでお得
ろうきん以外の金融機関や土日のATM手数料も戻ってくるよ
- 低金利ローンで返済ラクラク
組合加入でさらに低金利。自動車ローンもあるよ

お問い合わせは、組合役員まで



全医労

TEL:03-5940-8600

FAX:03-5940-8601

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-48-3

全日本国立医療労働組合 <http://www.zen-iro.or.jp>

E-mail:zeniro@zen-iro.or.jp



2020.4

**新しい職場
ドキドキしている
あなたへ**



全医労ガイドブック

非常勤職員のみなさんへ



理学療法士
(6年目)
ひかるさん

ゼンイロウ

全医労は「労働組合」です。

労働組合とは、ひとりでは立場の弱い労働者が集まり、助け合って、働く環境をよくしようとする団体です。私たちは国立病院で働く労働者でつくる唯一の組合、「全医労」です。

「あなたの悩みを全医労は解決します!!」

☆ 組合はこんなことをしています ☆

あなたの雇用を守る全医労

《交渉により「繰り返し雇用の3年上限」をなくす》

■ 非常勤職員の制度見直しについて

■ 今まで



■ 2019年4月以降



《無期限転換申込権が発生するまでの通算契約期間を5年→3年に》

■ 2020年以降



《無期転換のタイミングについて》

無期転換制度施行

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
4月	4月	4月	4月	4月
2017年6月採用			無期転換 申し込み権発生	無期転換契約
			2月28日までに 申し込み	
更新 10ヵ月	更新 1年10ヵ月	更新 2年10ヵ月	更新 3年10ヵ月	

無期転換の申込み権は、3年を超える雇用契約を結んだ時点で発生します。仮に3月31日に採用された場合は、2年と1日で申し込みが可能となり、3年と1日で無期雇用契約となります。

今までは...

これまで国立病院機構で働く非常勤職員は、引き続き4年目の雇用を希望する場合、院外の応募者と同様に公募に応募し、選考の結果あらためて新規採用されるという手続きが必要でした。

2018年11月の全医労との団体交渉により、国立病院機構では2019年4月から、3年(看護師は5年)ごとの、繰り返し雇用の上限がなくなり、「いつ雇止めされるか」と不安で働いていた非常勤職員も、安心して働き続けられるようになりました。

国の制度(労働契約法)では、採用から5年後に無期転換の申請権が発生します。しかし国立病院機構では、全医労との交渉の結果、

2年短縮の3年で無期雇用の申込みができるようになりました。

無期転換の申し込み権が発生する時期に安心して申し込みできるようサポートしていきます。また、契約期間が3年を超える前にクーリングの強要や業績評価を理由とした雇止めなどさせないように全医労は、みなさんをまもります。

給与・処遇を改善する全医労

全医労は国立病院機構と話し合い(団体交渉)を行い、処遇改善を求めています。
時間給単価をはじめ多くの改善をしてきました。

看護師
(5年目)
あすかさん



特殊業務手当

半額に削減されるのを止める!

2020年4月から導入される予定だった、特殊業務手当を半額に削減するのを、2019年12月の団体交渉で導入を止めました! 継続し、特殊業務手当引下げの白紙撤廃を要求中

給与UP



組合員だからこそ

全医労には全国に顧問弁護士がいます。困ったことがあったら無料で相談できます。

その他にも...

職場でハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラなど)にあった場合、相談にのり、解決します。

全医労はあなたを1人にしません! 何でも相談して下さい。

全医労の力で獲得した権利

【短期介護休暇】(無給)
要介護者が1人の場合、1年に5日、2人以上の場合は10日。

【介護休業】(無給)
家族が2週間以上にわたり介護が必要な場合、最長6ヵ月まで。

【リフレッシュ休暇】(有給)
年度を通じて2日間。残数2日を上限に繰り越し可。

【病気休暇】(無給)
1年度(4/1～翌3/31)に、1週間の勤務に日数に応じて、1～10日取得できる。

【忌引休暇】
職員の親族が死亡した場合、連続した日数(1～7日)

【年次休暇】
採用の日から3ヵ月勤務で5日付与、6ヵ月勤務で5日付与。

【育児休業】(無給)
子が1歳6ヵ月に達するまでの期間

【育児時間】(無給)
小学校就学前の子を養育する職員で、1日に2時間を超えない範囲

【結婚休暇】(無給)
連続する5日間取得。(結婚の日の5日前から結婚の日以降1ヵ月までの間)

療養介助員
(3年目)
かけるさん

非常勤職員の休暇制度を常勤職員なみに改善すること。(無給の休暇を有給にするなど) 祝日法による休日、年末・年始は有給休暇にすることを要求しています。